

清掃活動補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市住みよいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の構成団体等（以下「団体等」という。）が実施した清掃活動に対して補助し、住みよいまちづくり運動における美化意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「清掃活動」とは、地域内の道路・広場その他公共の場所における散在性ごみの除去並びに清掃及び除草をいう。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、清掃活動に使用する簡易な道具類（ほうき、軍手、ゴミ袋、ちり取り、鎌、鍬、熊手、金ばさみ、スコップ等）に要する費用とする。

2 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 草刈機、脚立等及びこれらに付随する消耗品に要する費用

(2) 茶、ジュースその他の飲料等に要する費用

(補助金)

第4 補助金は、団体等が清掃活動に使用した道具類の費用の2分の1とする。ただし、清掃活動1回について5,000円を限度とする。

(補助金交付請求)

第5 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者は、補助金交付請求書兼清掃活動実施報告書（以下「請求書」という。）（様式第1号）に記入のうえ道具類を購入した際の領収書又はレシートを提示して、協議会の会長に提出する。

2 補助金の交付は、1団体等について1年度内1回を限度とする。

3 補助金交付請求は、清掃活動実施後、当該年度内にしなければならない。

(補助金の交付)

第6 協議会は、提出された請求書等の内容を審査し、承認したものについては、毎月一定の期日において請求のあった団体等へ補助金を交付する。

(補助金の取り消し等)

第7 協議会の会長は、補助金の交付を受ける団体等あるいは受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。